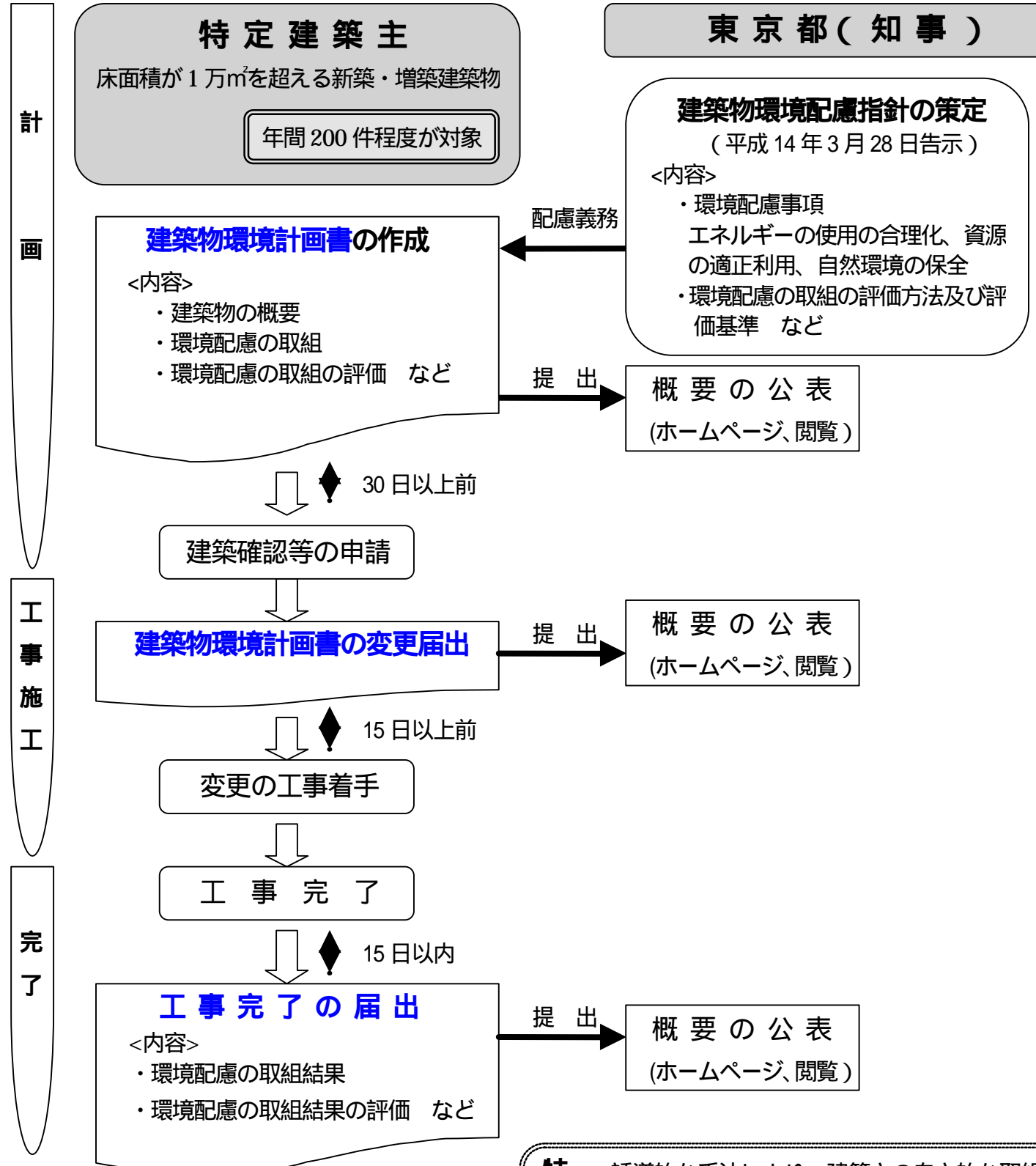


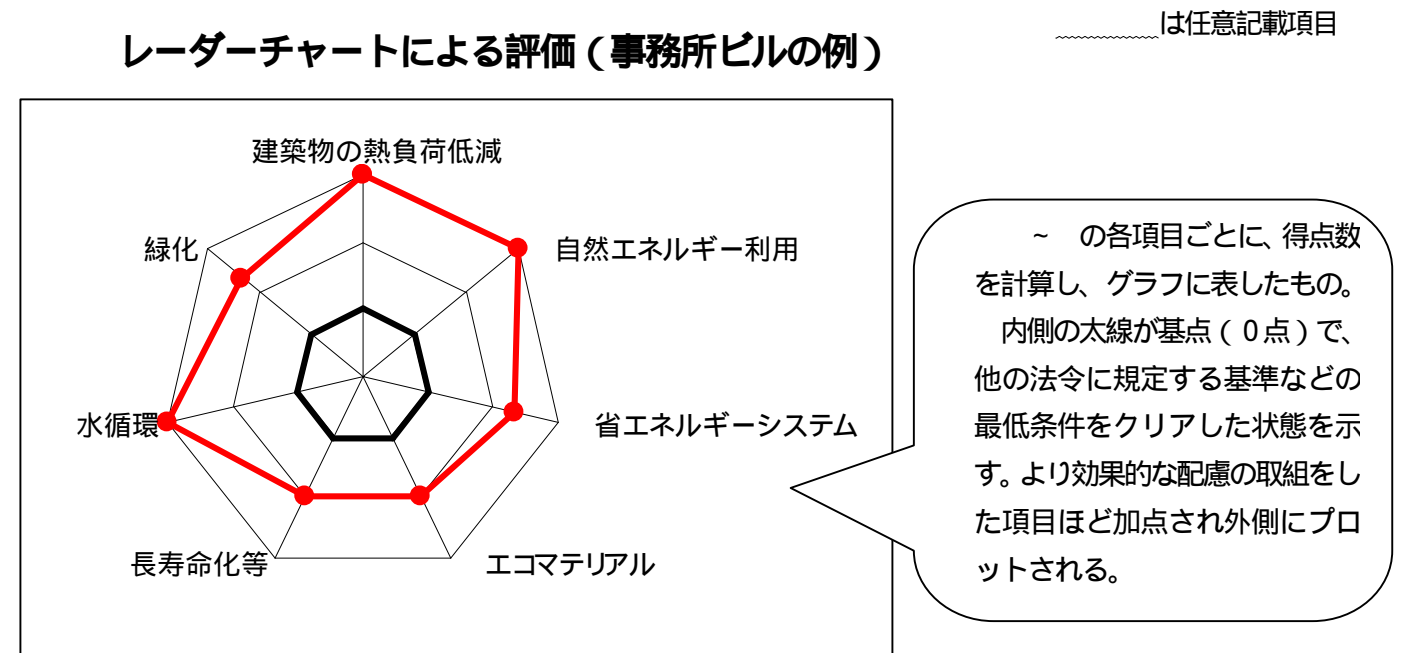
# 「建築物環境計画書」制度について(平成14年6月1日実施)

平成14年12月25日  
環境局環境評価部



**環境配慮事項**

分野	区分	区 分
エネルギーの使用の合理化	建築物の熱負荷の低減	・屋根・外壁の断熱、窓部の日射遮蔽・断熱等
	自然エネルギー利用	・自然通風や採光、太陽光発電等
	省エネルギーシステム	・空調・換気・照明・給湯・昇降機における省エネルギー・最適運用システム(BEMS等)
資源の適正利用	エコマテリアル	・再生骨材・リサイクル鋼材・その他の使用
	オゾン層保護等	・断熱材用発泡剤、空調用冷媒
	長寿命化等	・構造躯体の劣化対策、変更の自由度の確保等
自然環境の保全	水循環	・雑用水利用
	緑化	・雨水浸透 ・敷地・屋上等への緑化、動植物の生息・生育環境への配慮
	外部熱環境の改善	・地上部及び建築物の被覆への配慮



**特徴**  
誘導的な手法により、建築主の自主的な取組を促す制度  
計画書等を公表することにより、広く建築物の環境配慮の状況を明らかにする制度  
優れた環境配慮の取組を行った場合には、そのレベルが示される制度

**計画書の提出状況(平成14年12月24日現在)**  
91件  
(内 訳:住宅59件、事務所11件、学校7件など)